

猪名川町人権推進基本計画（素案）

平成29年3月
兵庫県猪名川町

目 次

序 論

- 1. 基本計画見直しについて 1
- 2. 計画期間 1
- 3. 基本計画の位置付け 1

第1章 基本的な考え方 2

- 1. 基本計画の背景 2
 - (1) 国際社会の取り組み 2
 - (2) 国内の取り組み 2
 - (3) 猪名川町の取り組み 4

第2章 人権教育・啓発の推進 5

- 1. 人権に関する基本認識 5
 - (1) 人権の理念 5
 - (2) 人権教育の定義 5
- 2. 全町的な人権教育・啓発 6
 - (1) 現状と課題 6
 - (2) 今後の取り組み 7
- 3. 学校教育・社会教育における人権教育 7
 - (1) 現状と課題 7
 - (2) 今後の取り組み 9
- 4. 人権啓発活動の推進 9
 - (1) 現状と課題 9
 - (2) 今後の取り組み 10
- 5. 人権の実現に影響を与える人々に対する人権教育 11
 - (1) 現状と課題 11
 - (2) 今後の取り組み 11

第3章 効果的な推進体制 12

- 1. 推進体制の整備 12
 - (1) 全庁的な推進体制 12
 - (2) 施策の評価と本計画の見直し 12
 - (3) 猪名川町人権推進審議会への報告 12
- 2. 連携の強化 12
 - (1) 住民参画の取り組みと人権文化の地域づくり 12
 - (2) 関係機関・各種啓発団体との連携・協力 13
- 3. 人権侵害に対する相談・支援体制の充実 13
- 4. 文献・資料等の整備・充実、調査研究 13

第4章 具体的な人権課題への取り組み	14
1. 同和問題	14
(1) 現状と課題	14
(2) 今後の取り組み	17
2. 女性の人権	18
(1) 現状と課題	18
(2) 今後の取り組み	19
3. 子どもの人権	20
(1) 現状と課題	20
(2) 今後の取り組み	22
4. 高齢者の人権	23
(1) 現状と課題	23
(2) 今後の取り組み	25
5. 障がい者の人権	26
(1) 現状と課題	26
(2) 今後の取り組み	28
6. 外国人住民の人権	30
(1) 現状と課題	30
(2) 今後の取り組み	31
7. HIV感染症・ハンセン病等罹患者の人権	32
(1) 現状と課題	32
(2) 今後の取り組み	33
8. 高度情報化社会の発展に伴う人権	33
(1) 現状と課題	33
(2) 今後の取り組み	34
9. さまざまな人権問題	35
(1) 現状と課題	35
(2) 今後の取り組み	35

序 論

1. 基本計画見直しについて

1994年（平成6年）の国連総会において、1995年（平成7年）から10年間を、「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、人権という普遍的な文化を構築していくため、国や地方公共団体などは、あらゆる場を通じて人権教育の推進に積極的に取り組んできました。

本町においては、2000年（平成12年）、人権教育のための国連10年猪名川町推進本部を設置し、行動計画を策定しました。また、2008年（平成20年）には、40数年にわたって実施してきた同和対策事業や人権施策の効果を図るため、「人権についての意識調査」を実施し、2009年（平成21年）、『人権についての意識調査 調査結果報告書』をとりまとめました。

そして、2010年（平成22年）の人権推進審議会からの提言や人権意識調査結果をふまえながら、今後の人権教育・啓発推進のために策定しました「人権推進基本計画」も計画期間が満了することから、2016年（平成28年）に実施しました人権意識調査結果や住民の幅広い意見を集め、社会情勢の変化等も加味しながら人権推進基本計画を見直し、引き続き「人権文化のまちづくり」をめざします。

なお、今回の基本計画見直しに先駆け実施しました人権意識調査結果についても反映しておりますが、近年、様々な法律が制定され、国の動きも見守る必要性があることなどから、今回の見直しは、今後において示される法律の運用なども視野に入れながら調製することとします。

2. 計画期間

本計画の期間は、2017年度（平成29年度）から2018年度（平成30年度）までの2か年とします。また、住民意識や様々な調査結果から推測できる社会情勢の変化、そして新たに制定された法律等の運用状況をふまえ、2019年度（平成31年度）以降の計画を見直すこととします。

3. 基本計画の位置付け

人権推進基本計画は、猪名川町総合計画を基本指針と位置付け、第五次総合計画に掲げる基本理念「豊かな心と安心」「きずな」「交流と活力」、また、町の将来像である「住みたい 訪れたい 帰りたい ふれあいのまち ふるさと猪名川」の実現をめざして、本町の他の計画と連携しながら人権教育・啓発を推進することとしています。

第1章 基本的な考え方

1. 基本計画の背景

(1) 国際社会の取り組み

20世紀、二度にわたる世界大戦で多くの尊い命をなくしました。この尊い犠牲の上で、国連は、1948年（昭和23年）12月10日、第3回総会において「世界人権宣言」を採択しました。

その後、この精神を実現するため、1966年（昭和41年）に「国際人権規約」を採択しました。

これらに加えて、個別の人権を保障するため、国連は、1965年（昭和40年）「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、1979年（昭和54年）「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、1989年（平成元年）「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）など、数多くの条約を採択しました。また、1968年（昭和43年）「国際人権年」、1975年（昭和50年）「国際婦人年」、1979年（昭和54年）「国際児童年」、1981年（昭和56年）「国際障害者年」、1999年（平成11年）「国際高齢者年」など、国際年の制定とそのキャンペーンを提唱し、国の枠を超えて、人権の擁護に取り組んできました。

1994年（平成6年）の国連総会において、1995年（平成7年）から10年間を、「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、人権という普遍的な文化を構築していくための目標や、具体的な実施プログラムなどを盛り込んだ同行動計画が示されました。

同行動計画が終了した2004年（平成16年）、引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的とした「人権教育のための世界計画」が採択されました。第一段階の行動計画では、2005年（平成17年）から2007年（平成19年）に「初等・中等学校制度における人権教育」の推進が焦点となり、2010年（平成22年）からは第2段階に入り、高等教育及びあらゆるレベルの教員・公務員等の人権研修が焦点となっています。

また、2015年（平成27年）からは、第3段階に入り、最初の二つの段階の実施強化とメディア専門家及びジャーナリストの人権訓練を促進する行動計画へと移行しています。

(2) 国内の取り組み

国においては、第二次世界大戦の過ちを二度と繰り返さないという平和の誓いを込めて、1947年（昭和22年）、「日本国憲法」が制定されました。「日本国憲法」では「第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」「第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない

ない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」「第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」「第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」と人権に関する基本的な考え方を明確にしています。

一方、人権尊重の潮流が国際的に進展する中で、日本は、国際社会の一員としての役割を果たすため、「国際人権規約」や「子どもの権利条約」をはじめとする、人権に関する種々の条約を批准・発効するとともに、「障害者基本法」や「男女共同参画社会基本法」などの国内法を整備し、基本的人権の尊重と人権思想の普及・高揚にむけた取り組みを進めてきました。

1995年（平成7年）、国連総会の決議を受けて、1997年（平成9年）に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が取りまとめられました。また、日本固有の人権問題である同和問題については、1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申を受けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が制定・施行され、その後も、同和問題の早期解決にむけて時限立法が制定されるとともに、さまざまな施策が実施されてきました。

これら国内行動計画や、1999年（平成11年）の人権擁護推進審議会の答申等をふまえ、より一層、人権施策の推進を図るため、2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づき、2002年（平成14年）3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議は、同基本計画の指摘をふまえ、2004年（平成16年）に「人権教育の指導方法等のあり方について（第一次とりまとめ）」を、2006年（平成18年）には第二次とりまとめを、2008年（平成20年）には第三次とりまとめを策定しました。さらに平成21年10月と平成25年10月に「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果」がまとめられ、「根源的な解決のためには、人権教育の推進に取り組むことより教職員や児童生徒の人権に関する知的理解の深化と、人権感覚の鋭敏化を図ることが不可欠である。」とされています。

このような中、2016年（平成28年）12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、従前のような時限立法ではなく恒久法であり、人権侵害を廃絶し、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない社会づくりを推進するための法律として施行されました。

また、このほかにも「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」

や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」、そして「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などが制定・施行されています。

【※法律名称は固有の名称であることから、「害」は法律に記載の表記にしています。】

（３）猪名川町の取り組み

本町においては、1969年（昭和44年）に国の「同和対策事業特別措置法」のもと、同和対策事業をすすめ、実態的差別を解消するための事業と心理的差別を解消するための同和教育・啓発事業に取り組みました。その結果、住環境の改善が大きく進みました。また、同和問題という課題が持つ重要性が多くの人々に認識されるなどの成果がありました。しかし、同和問題は解決の方向へ進んでいるものの、心理的・因習的な差別意識はなくなっておらず、その解決は、残念ながら、依然として重要な課題といわざるをえません。

人権についての国際社会の取り組みや国内の法整備が進み、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など、個別の人権問題についての取り組みが広がったことを受け、本町においても、人権問題についての取り組みが広がりました。

現在、本町では、「住みたい 訪れたい 帰りたい ふれあいのまち『ふるさと猪名川』第五次猪名川町総合計画2020」のもとで人権施策を進めています。障がい者の人権については、2007年（平成19年）「第2次猪名川町障害者計画」、女性の人権については、2012年（平成24年）「第二次猪名川町男女共同参画行動計画」、高齢者の人権については、2009年（平成21年）「猪名川町高齢者福祉計画」を策定しており、また、教育については、2011年（平成23年）に「教育基本計画」を策定しました。なお、子どもの人権、外国人の人権問題については、更なる調査・研究を要する状況となっています。

2000年（平成12年）、本町においても、人権教育のための国連10年猪名川町推進本部を設置し、行動計画を策定しました。また、2008年（平成20年）には、40数年にわたって実施してきた同和対策事業や人権施策の効果を図るため、「人権についての意識調査」（以下「町人権意識調査」という。）を実施し、2009年（平成21年）、「町人権意識調査 調査結果報告書」（以下「町意識調査報告書」という。）をとりまとめました。そして、2010年（平成22年）、この調査結果をふまえ、今後の人権教育・啓発推進のため、2012年（平成24年）3月に「人権推進基本計画（当初基本計画）」を策定しました。なお、当初基本計画は2017年（平成29年）3月に期間満了となるため、この基本計画を改定し、当初基本計画を継承しつつ、2016年（平成28年）3月の意識調査の結果を踏まえた第二次人権推進基本計画を策定するものです。

今回の策定に際しまして、2016年（平成28年）12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されことに伴う具体策を今後検討していかなければならないことから、今回の改定においては基本的には当初基本計画を継承しつつ、2016年（平成28年）3月の意識調査結果を踏まえて策定することとし、法律の制定に伴う具体案が示されたのちに随時修正を行い、本町の「第二次人権推進基本計画」がより効果的なものとなるよう推進します。

第2章 人権教育・啓発の推進

1. 人権に関する基本認識

（1）人権の理念

人権は、不当な差別を受けている人たちだけにかかわるのではなく、私たち、すべての人間にかかわっています。

「人権」とは、「人間が人間らしく生きていくために、生まれたときからそなわっている権利」（国の人権教育・啓発に関する基本計画より抜粋）であり、町には、住民一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支える責務があります。

住民一人ひとりが、あらゆる場と機会において、すべての人にとって普遍的な権利である人権について学習するとともに、町は住民の人権問題の解決に取り組み、すべての人が互いに尊重し合うことに価値があるとする、人権文化の息づく社会の実現に向けてより一層尽力することが大切です。

（2）人権教育の定義

1994年（平成6年）に策定された「人権教育のための国連10年行動計画」では、人権教育の10年組織委員会は、「人権教育とは、人権が人間関係・社会関係の基本原則だという自覚を高めるために、あらゆるところにいる人々をエンパワーするような芸術的・活動的・学問的な経験をさす」と規定しており、この規定を受けて、国内行動計画では、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。本町でも、この考え方を基本に人権教育を推進しています。

1998年（平成10年）兵庫県教育委員会の人権教育基本方針によると、「人権教育」は、①人権という内容について教える「人権についての教育」、②さまざまな理由で教育を受ける機会を奪われてきた人々に対して教育の機会を保障する「人権としての教育」、③人権に満ちた社会づくりをめざした「人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育」、④学習者

の人権が守られた方法で教える「学習者の人権を大切にした教育」の4つの類型に分類されています。

本町において、これまで取り組んできた人権教育の多くは、同和教育の成果を活かしつつ、「人権についての教育」と「人権としての教育」が中心であったといえます。今後は、「人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育」、「学習者の人権を大切にした教育」をも視野に入れながら、総合的な人権教育をより一層継続していく必要があります。

2. 全町的な人権教育・啓発

(1) 現状と課題

2000年（平成12年）に「人権教育のための国連10年」猪名川町行動計画が策定され、同和問題の解決をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などあらゆる人々の人権が尊重されるまちづくりをめざし、「人権を考える町民のつどい」や「人権教育セミナー」をはじめ、教育の場での研究、実践、発表や関係団体との連携などを進めてきました。

2001年（平成13年）の同和対策審議会答申において、「今後は、これまで培ってきた同和教育の成果をふまえ、『人権教育』へと発展させる時期である。そして、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取り組みをふまえて、積極的に推進すべきである」と提言されたことを受けて、本町でも、人権教育を進めてきました。

しかし、全町民にその効果が波及しているとはいいきれず、参加者の偏りなども見受けられることから、更なる啓発の推進が必要です。

本町では、人権意識を高めるために、生涯を通しての学習が必要であると考えています。そして、学校教育においては、子どもの発達段階に十分配慮しつつ、家庭や地域、職場と連携し、より広く効果的な人権教育や人権啓発を行います。特に、「子どもの権利条約」の精神を活かし、いじめや虐待、貧困から子どもを守るとともに、子どもを人権の主人公として尊重し、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ存在と捉え、子どもの人権を保障することが大切であると考えています。

人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチがあり、この両者があいまって人権尊重への理解が深まります。また、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる現代社会では、一人ひとりの個性を尊重し、お互いの違いを認め合

い、共に支え合う「共生社会」の実現が求められています。そのためには、だれもが、人権と差別について理解を深めるとともに、多様な価値観を受け入れ、相手の立場を理解できる柔軟な感性を磨くとともに、人権を尊重することを当然のこととして、行動できる実践力を身につけることが引き続き期待されます。

なお、2016年（平成28年）3月末に町内の人権の拠点施設であった木津総合会館と清水東会館が廃止され、六瀬連絡所の機能とを一本化させた複合施設として、六瀬総合センター（ふらっと六瀬）が誕生しました。この施設は、隣保館としての位置付けも有している複合的な施設であることから、新たな人権施設として情報発信などの更なる活用をめざします。

（2）今後の取り組み

人権推進基本計画の推進を具体化するにあたり、まず、人権の実現に影響を与える人々に対する取り組みが不可欠です。基本計画について理解し、自分の仕事の基本計画のどの部分とかわっているのかを明らかにし、取り組みの内容を作り上げます。一部の所管に任せず、すべての関係者が連携しながら取り組む必要があります。また、これまで長年にわたって蓄積された同和教育における経験や成果、地域的な特性なども十分にふまえ、猪名川町の各種推進計画（※P4参照）に基づき、その周知と啓発・普及に努める必要があります。

本町における今後の人権教育の内容、方法等については、住民がより参加しやすく、より理解しやすいものとなるよう人権啓発推進員の活用による自治会単位の学習会を開催します。あわせて、人権啓発推進員の資質の向上も図っていきます。

また同時に住民が主体となり、人権のまちづくりに参画するなかで、おのずと、個々の住民の人権意識が高揚することを念頭に、人権推進審議会との意見調整を踏まえながら人権推進基本計画をたて、実施に際してはより具体的な施策を進めます。

3. 学校教育・社会教育における人権教育

（1）現状と課題

2008年（平成20年）と2016年（平成28年）に実施した本町の「町人権意識調査」によると、回答率は低いものの、概ね若い年代ほど人権に対する感覚が鋭く、課題解決に対して積極的であるという傾向を読み取ることができます。このことは、1969年（昭和44年）以降、40数年にわたって推進してきた同和対策事業や人権同和学习の成果を物語っていると解することができますが、まだまだ差別をぬぐい切れていないという課題も明らかになりました。その

ため、人権尊重のまちづくりをさらに進めるため、家庭、学校・園、地域社会における人権教育をより一層充実する必要があります。

学校・園教育においては、現代社会の中にある偏見と差別について正しく認識できる能力と、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に主体的に取り組むことのできる行動力の育成が重要であるとともに、指導者が「子どもの権利条約」を尊重し、児童・生徒を、自らと対等で独立した存在として認めることが大切です。

また、貧困状況にある子どもの健やかな生育、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策の推進に関する法律および大綱を受けた取り組みを行う必要があります。

町教育委員会では、学校教育の重点目標と評価の観点を明示するために、「猪名川の教育ナビゲーション」を策定しており、その中で、「人権尊重の生き方の基礎を培う教育の充実」を掲げ、人権教育の推進に取り組んでいます。

しかしながら、いじめの問題など、教育の場における人権侵害の根絶にはいまだ至っていない状況であります。各学校・園は、これまで以上に、「日本国憲法」ならびに「国際人権規約」、「子どもの権利条約」などの理念を十分に尊重した人権教育を推進する体制を充実させ、児童・生徒一人ひとりが確かな人権意識を育むことができるように、人権尊重の学校・園文化の醸成に努めていく必要があります。

社会教育における家庭教育については、子育てに不安を抱いている保護者や児童虐待等が社会的な問題になる中、保護者が自信をもち、孤立することなく安心して子育てできる環境づくりに取り組むことが子どもの人権尊重につながると考えており、子育て中の親が気軽に相談できる施設の充実に努めています。

また、児童虐待などの人権侵害を未然に防止できるように関係部署との更なる連携のもとに要保護児童対策協議会の活動を進めるとともに、子育ての悩みや不安の相談支援体制の一層の充実に努めてまいります。

また地域では、生涯学習の観点に立ち、人生の各時期において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人住民の問題等さまざまな人権問題に関する学びができるようにすることが大切です。さらに、住民一人ひとりが人権のまちづくりの担い手であるという観点に立てば、住民が中心となって人権学習を計画し、実施することがますます重要な課題となります。行政の主要な役割は、住民の主体的な取り組みを後押しすることであり、地域住民による人権学習会や団体の自主的な人権学習会を人権啓発推進員の活用も含め、側面、又は、後方から支援することです。

事業所は、地域の一員として、豊かな社会づくりに貢献する責任を担っています。そのため、

猪名川町商工会や猪名川町人権・同和教育研究協議会（以下「猪名同教」という。）と連携しながら、事業者や従業員の人権意識の高揚を図る役割を十分に担うことができるように、町が学習支援を行います。

（２）今後の取り組み

学校教育においては、「生きる力」を育む教育活動が進められています。「生きる力」とは変化の激しい社会において、多様な変化に柔軟に対応しながら、他者と協調しつつ、自立的に社会生活を送るために必要な実践力であり、これらは人権教育を通じて育まれる他者との共感力、コミュニケーション能力、具体的な人権問題を解決しようとする行動力などとも重なり合っています。学校教育全体が、子どもの人権尊重の理念に基づいて営まれるならば、「生きる力」は人権教育の推進と歩を一にして、学校教育におけるあらゆる活動を通して培われることが期待されます。

学校教育における全体計画・年間指導計画の中に、一人ひとりが生命尊重を基盤に、自分の個性や存在に自信を持ち、他人の人権についても正しく理解し、尊重し合えることをめざす人権教育が明確に位置付けられています。そして、人権教育に関する点検・評価を行い、次年度における年間指導計画の見直しや指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集を行います。さらに、人権教育・啓発の内容・手法に関する調査研究を町内学校の教職員が組織的に行い、有効活用できるよう、整理し保管する必要があります。

社会教育においては、関係諸団体等と連携を図りながら、六瀬総合センターをはじめ、公民館など社会教育施設を拠点として人権講座などを定期的に開催し、人権教育を推進します。また、子育て支援センターや保健センターの事業を継続することにより、家庭教育の向上、子どもの人権を守る活動を引き続き行います。

４．人権啓発活動の推進

（１）現状と課題

人権啓発活動は、「住民などに対する人権思想の普及・高揚を図ることを目的とした情報提供や広報活動」とし、「啓発活動」や「人権啓発」という表現をします。本町では、人権啓発は、学校・園や団体、地域、事業所などで幅広く行われています。

イベントや学習会、啓発の冊子、チラシ、ポスターなどさまざまな方法がとられていますが、ともすれば画一化し、参加者が固定する傾向があり、今回の「町人権意識調査」でも、多くの住民へ周知されていないことが明らかになりました。そこで、人権に関する情報の周知を図る

ため、啓発の内容や手法を見直し、更なる創意工夫を図る必要があります。

また、平成 27 年度から設けられた人権啓発推進員との連携を図りながら、人権啓発活動の更なる推進に努めます。

(2) 今後の取り組み

①住民の参画

人権啓発イベント（講演会、いながわまつりなど）については、まず、企画立案段階から実施まで、住民が主体的に運営することが基本であるという町の考え方について、広く住民の方々に周知を図ります。そのうえで多くの住民がさまざまなイベントに幅広く参加できるように、啓発テーマなど内容の工夫やPRの仕方などについて、行政のこれまでのノウハウが活用されるように支援を行います。特に、若者の参加をめざし、働きかけの仕方や、内容などの工夫について、行政と住民が一緒に知恵を絞っていきます。

②手法の工夫

町人権意識調査の「効果的な広報事業」では、広報紙による啓発が効果的であるという結果が示されました。今後は、特集記事も含めて、広報紙による啓発の充実を図ります。また、ホームページやケーブルテレビを活用した啓発手法の工夫を進めます。

③学習機会の充実

町各課主催の事業、学校・園、社会教育、福祉団体、商工会など、幅広く学習会が開催されています。だれもが気軽に参加できるためには、開催方法や場所、日程の工夫が必要です。現在一部校区で開かれている地区別人権学習会の活動を広げるため、まちづくり協議会が中心となった学習会の開催について、先進事例の紹介や開催要請も行いながら、全校区で実施できるよう校区の住民と行政とが一緒に検討します。

④内容の工夫

課題別としては、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の人権問題を取り上げ、人権一般にかかわる内容として、①人権に関する基本的な知識の習得、②生命の尊さ、③個性の尊重を取り上げます。

⑤学習方法の工夫

講演方式から体験学習や双方向学習など、効果的で多様な学習方法を工夫する必要があります。

また、人が集まる機会を活用し、啓発活動に協力を求めることも必要です。

5. 人権の実現に影響を与える人々に対する人権教育

(1) 現状と課題

教職員の研修では、一人ひとりの子どもが人権の主体であり、人権を尊重される主体であるという理念を中心にすえた人権教育の実践を大切にしています。

そして、指導者として、同和教育の成果に学び、子どもの生活の現実や行動の背景を読み取る力量を培うとともに、子どもの家庭・地域とのかかわり方、指導者が自分の指導のあり方を常に見直し、確かな人権感覚と指導力の育成に努めています。教職員は、人権教育においても、子ども一人ひとりの深い理解に基づき、適切な指導及び支援の充実を図ることによって、子どもたちが生活や学習上の困難を改善又は克服するための研修を深め、実践しています。

本町では、全職員を対象とした人権問題に関する職員研修を実施することにより、職員の人権意識の向上に努めています。全ての住民がさまざまな人権問題を共通の課題として広く共有することができるようになるためには、まず町職員全員が正しい知識を得る必要があり、正しい知識のもとで広く住民に対し人権意識の啓発に努めていく必要があります。

この他、本町では、町内各所で人権の実現に影響を与える人々が活動されています。それらの人々は、子ども、高齢者、障がい者と接する機会が多く、日ごろから人権に深くかかわっていることを認識しつつ、個々の事例に対応していく必要があります。そのためには、人権尊重の理念について正しく理解するだけでなく、実践していくことが重要となるため、研修の場を通じて人権意識の向上と実践力の向上に努めることが期待されます。また、地域活動をされている方々は、人権に関する問題の身近な相談窓口となっており、日々の活動や研修会を通じて人権に配慮した対応が、これまで以上にできるよう努めることが期待されています。

(2) 今後の取り組み

学校においては、教職員が学習教材の理解、授業研究等による効果的な授業方法の開発に取り組むとともに、自分自身も積極的にボランティア活動などに参加し、体験的学びにより人権意識を高め、更なる指導力の向上を図る必要があります。

本町においては、町職員に対し本計画を周知していくとともに、人権に関する職員研修を定期的実施していくこととし、人権についての一般論だけにとどまらず、それぞれの部や課で課題となる事象について学びあうことのできる課内研修の支援・充実に努めます。また、職員一人ひとりが率先して地域の活動に参加し、地域や住民と一体となった活動を展開することにより、住民から信頼される職員の育成に努めます。

今後の人権問題研修のあり方として、体験学習や人権問題の当事者の方々との交流の機会を設けるなど、さらなる工夫を行いながら、より効果のある研修となるように努めます。

この他、町内各所における人権の実現に影響を与える人々は、子ども、障がい者、高齢者などの社会的弱者と接する機会が多いことから、引き続き、人権意識向上と実践力の向上を図る研修等を行っていきます。また、日々の活動の中で体験する身近な人権問題について話し合う機会を持つなど、お互いに共通認識を持てるような取り組みを推進します。

第3章 効果的な推進体制

人権教育・啓発の推進にあたっては、これまでの町の取り組みや今日的な人権をめぐる状況などをふまえ、さまざまな人権課題の解決にむけて、総合的・効果的に取り組みます。

1. 推進体制の整備

(1) 全庁的な推進体制

人権教育・啓発の実施にあたっては、庁内における「猪名川町人権推進協議会」のもとに全庁的な体制で取り組み、人権課題ごとの施策を実施し、一体的に推進していくとともに、本推進計画に基づいた事業計画を年度ごとに立てて取り組みます。また、町の実施するすべての施策に人権尊重の理念を取り入れます。

(2) 施策の評価と本計画の見直し

本計画に基づく施策については、人権施策の評価を定期的に行うとともに、住民意識の変化や「部落差別の解消の推進に関する法律」など、今回制定された諸法律の具体的な運用が示されたのちに随時修正を行い、本町の「第二次人権推進基本計画」がより効果的なものとなるよう推進します。

(3) 猪名川町人権推進審議会への報告

本計画に基づく施策の推進にあたっては、「猪名川町人権推進審議会」の幅広い意見や提言を尊重していくとともに、実施と進捗状況について報告します。

2. 連携の強化

(1) 住民参画の取り組みと人権文化の地域づくり

地域が抱えている人権課題を解決し、人権尊重が日常の暮らしの中で生かされるためには、

行政だけが人権啓発事業を担うのではなく、住民と行政との協働のまちづくりが大切です。住民の要望や意見がまちづくりに反映されるシステムの検討や行政による住民の自主活動支援が重要になります。

①住民の意見やアイデアが生かされる啓発事業、団体や地域で行われる啓発活動の支援を行います。

②効果的な人権教育・啓発活動を進めるために、今後も随時住民の意識調査を実施し、経年変化の実態や実情を分析する必要があります。調査結果をもとにして、重点課題を明らかにし、人権教育・啓発事業に取り組みます。

(2) 関係機関・各種啓発団体との連携・協力

人権教育や啓発活動の施策の企画・立案・実施に際しては、関係機関をはじめ、さまざまな人権問題の解決に取り組んでいる各種啓発団体と連携しながら推進します。

3. 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

現在、人権擁護委員、家庭児童相談員等による相談や地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、六瀬総合センター等で人権相談が行われています。2008年(平成20年)や2016年(平成28年)の人権意識調査でも、およそ4人に1人が人権侵害を受けていることが明らかになりました。特に「地域や学校、職場で、暴力・脅迫・無理強い・仲間はずれなどのあつかいを受けた」とする回答は、今回の調査では2008年(平成20年)の調査に比べ20%も増加していました。

また、その後の対応では、多くの人々が「何もできない、しない」という回答であり、2008年(平成20年)の意識調査で高かった公的機関の相談も2016年(平成28年)の意識調査では低下傾向に転じたことから、公的な相談・支援体制の更なる充実が求められます。これにむけては、①個別の問題に専門的に対応できる相談員の確保、②相談者が納得できる結果を出せる支援体制の充実、③利用者が安心できるプライバシーの保護、④住民に周知できる広報活動の充実などのより一層の強化を図る必要があります。

4. 文献・資料等の整備・充実、調査研究

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠なものであることから、その整備・充実と保存に努めます。また、これまでの人権教育の実践や研究調査をまとめ、今後、より一層の活用につながるよう整理します。

第4章 具体的な人権課題への取り組み

人権推進施策を講じる上で何よりも重要な視点は、本町のすべての住民が、安心快適に日々の生活を営むことのできるまちづくりをめざすということです。そのためには、今後、行政、関係団体と住民が、密接な連携と協力により、人権意識の高揚と人権尊重のまちづくりに努めることが極めて重要であると言えます。

本町で、人権課題に取り組む前提として押さえておくべき基本的な考え方は、今日の人権意識の醸成にとって先駆的な役割を果たしてきた同和問題解決の理念である、「人を人として認める」、「差別しない、されない、許さない」ということです。

人権尊重を推進するにあたり、もうひとつ押さえておくべき考え方は、憲法が規定する表現の自由は、最大限に尊重する必要があると同時に、他人の人権を侵害することは許されないということです。そのためには、住民一人ひとりが、どのようなことがらが人権侵害にあたるのかを理解し、人権感覚を高めることも、人権文化のまちづくりには欠かせないことです。

本町における人権問題の解決にあたっては、行政の努力だけではなく、主権者である一人ひとりの住民の努力も不可欠です。

したがって、さまざまな人権問題に取り組む姿勢として、行政職員・教職員・および住民が広く知恵を出し合い、ともに人権問題を解決するという基本的な姿勢をふまえて、下記のさまざまな人権問題に、これまで以上に取り組むことが期待されます。

1. 同和問題

(1) 現状と課題

1965年（昭和40年）、同和対策審議会答申前文で「・・・日本社会の歴史的過程において形成された身分階層構造に基づく差別である同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する課題である・・・」とされ、さらに「・・・その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である・・・」と明示されました。

この答申を受けて1969年（昭和44年）に、国は、同和対策事業特別措置法を施行し、以後33年にわたり特別措置法のもと、さまざまな施策を講じてきました。

そして、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の向上、人権擁護活動の強化などをおして、同和地区住民の社会的地位の向上等の総合的な施策の推進によっ

て、差別解消にハード面、ソフト面で一定の成果を生みだしました。

県においても、戦後早くから同和問題の解決を重要課題と位置づけ、生活環境などの基盤整備を進めるとともに、1971年（昭和46年）から「差別をなくそう県民運動」を実施するなど、人権意識の高揚と差別撤廃に努めてきました。

2002年（平成14年）に特別対策事業が終了し、以後は一般法に移行しました。1996年（平成8年）の地域改善対策協議会の答申によると、一般法への移行は、同和問題の早期解決をめざす取り組みの終了を意味するものではないこと、「同和対策審議会答申」の「部落差別が存在する限り、行政は差別解消に積極的に推進されなければならない」こと、従来にもまして、行政には基本的人権を尊重した施策の実施が求められること、と明記されています。また、今後の重点施策の方向として、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」、「人権侵害などによる被害者の救済等の対応の充実強化」を示しました。

また、2000年（平成12年）に成立した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は、国、地方公共団体に、人権教育及び人権啓発の実施を義務付け、学校、地域、家庭、職域その他さまざまな学習の場の提供と効果的な手法の採用を要請しています。この要請は、部落差別解消への取り組みがその基盤となっており、今日の人権問題の取り組みの端緒を開いたことを示しています。

本町においては、国や県の取り組みを受けて、1970年（昭和45年）から、同和地区内の施設建設・設備整備をはじめるとともに、同和問題の解決をめざす取り組みとして、同和事業採択にあたり一般地域の利便向上も併せて取り組んだことは、大きな特徴として挙げるができます。また、同和問題の解決をめざし、1970年（昭和45年）猪名川町同和教育協議会（現猪名川町人権・同和教育研究協議会）が結成され、住民、行政が一体となった取り組みを始めました。

1972年（昭和47年）、同和対策室（現人権推進室）を設け、1973年（昭和48年）に同和対策審議会を設置し、1974年（昭和49年）の同和対策審議会答申をはじめ、数次にわたる答申や提言等を尊重し、生活環境改善対策、福祉保険対策、教育対策、住民啓発など、生活のあらゆる領域にわたる同和対策事業を実施してきました。

1973年（昭和48年）、同和行政を総合的かつ有機的に実施するための行政組織として、同和対策事業推進連絡協議会（町役場の部長・課長で構成・現人権推進協議会）を設置し、各種施策の効果的な推進を図ってきました。

1976年（昭和51年）には、同和地区住民の生活・文化の向上や自立意識の高揚、社会参加の機会の保障と促進を図るための拠点として木津総合会館を設置し、2016年（平成28年）3

月まで、各種講座や生活相談事業等を実施するとともに、啓発活動をとおして周辺地域住民の人権意識の高揚に努めてきました。同年4月には六瀬総合センター（ふらっと六瀬）を設置し、新たな拠点施設として活用されています。

また、教育分野では、同和教育指導方針に基づき、学校教育・社会教育をとおして、学校・園、職場、地域及び家庭の場で教育・啓発を行ってきました。

2002年（平成14年）、猪名川町同和対策審議会は特別措置法の終了に伴い、2002年（平成14年）以降の同和問題の解決の方策について答申を行いました。その中で、『今後はこれまで培ってきた同和教育の成果を踏まえ、「人権教育」へと発展させる時期である。』とし、人権教育を積極的に進めることが示唆されました。

人権施策を進める一環として、2008年（平成20年）、本町で「町人権意識調査」を実施しました。「関心のある人権問題」の回答では、同和問題は14.6%と、県（16.4%）と比較してやや低くなっています。また、「同和地区の人との結婚について」では、結婚する当事者は、差別解消につながることで積極的に捉えている人が66.4%、消極的な人8%を大きく上回っています。しかしながら、自分の子どもの結婚については、「結論が出しにくく悩む」が23.3%あります。また、「同和問題解決に必要なことは？」では「そっとしておく」が31%で、「教育・啓発の推進」の30%を上回っています。「そっとしておく」は、「寝た子を起こすな」論であり、同和教育・啓発や差別解消に消極的な方が多いことが示されています。

また2016年（平成28年）の町人権意識調査では、「同和問題を学んだ」という回答は年代が若くなるにつれ減少しており、新たな課題として検討しなければなりません。

なお、過去2回の意識調査の結果は、同和問題が解決に向っていることを示していますが、同和問題へのかかわりを避ける「寝た子を起こすな」の意識や結婚問題などにおける差別意識の温存をうかがわせており、その根強い差別意識の現状は、長年に及ぶ同和問題に対する取り組みの問題点も浮かび上がっていることから、これからの教育や啓発のあり方を検討する必要があることを示唆しています。そして、2016年（平成28年）の人権意識調査で「同和地区や同和地区出身者に対する悪評」を聞いたことがあるかという問いに対し、20歳～30歳の人でも「聞いたことがある。」という回答がありました。また、悪評を聞いた相手は、「職場の人、家族、友人」が上位を占め、前回の調査と同様に「寝た子を起こすな」的な考え方が多いことが確認されたことから、この状況を少しでも解消するため様々な視点や様々な立場からのより一層の啓発が必要になっています。

また現在、住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人に交付を知らせる制度（本人通知制度）を実施し、不正取得の防止に努めています。

(2) 今後の取り組み

①人権を尊重する教育の推進

- ア 教育機関では、同和問題に対する正しい認識を養うために、各学校・園・所において幼児・児童・生徒に対して、その発達段階に合わせた指導方法の更なる工夫改善を図ります。
- イ 人権という普遍的な価値に基づいた教育活動を一層推進します。
- ウ 人権問題の重要課題である同和問題を解決することのできる教育実践や教育プログラムの開発と普及に努めます。また、学校、職域やまちづくり協議会、地域等での啓発推進のための指導者の育成をめざします。
- エ 一人ひとりの人権が普遍的なこととして尊重される社会をつくり出すための具体的方策を考えるような、学習、研修に取り組みます。

②差別意識の解消に向けた啓発の推進

- ア 同和問題の解決に向けて、差別意識を解消し、人権尊重の意識を高め、住民の主体的な啓発活動を一層支援します。
- イ 同和問題を解決するための有効な方策について、広報紙やホームページ等によって、啓発と普及を図ります。

③交流、協働の促進

同和地区内外の住民の積極的な交流や活動を支援し、同和地区に対する偏見や差別意識の解消をめざします。

④地域、職場の啓発活動の推進

- ア 地域の教育力を生かし、同和問題と人権施策に対する正しい理解と認識を深め、差別のない明るい地域づくりを進めるため、地域での啓発者の育成に努めます。
- イ 地域、職場での同和問題の解決に向けた人権学習会の開催を支援します。
- ウ 啓発活動の指導者を育成し、住民の主体的な啓発の取り組みを強化します。

⑤特定の職業従事者に対する人権研修の推進

人権に深くかかわる特定の職業従事者に同和問題に対する認識を深めます。

⑥家庭における同和教育の支援

保護者懇談会、人権学習の授業参観、PTA活動の支援を通して、家庭での人権に関する認識を一層深めます。

2. 女性の人権

(1) 現状と課題

国際的動向としては、1975年（昭和50年）の国際婦人年以降、世界的規模で男女平等の実現に向けた取り組みがはじまり、1979年（昭和54年）に「女子差別撤廃条約」が国連で採択され、日本は1985年（昭和60年）に締結しました。

それを受けて、国においては、1986年（昭和61年）に「男女雇用機会均等法」、1999年（平成11年）には、男女共同参画を総合的に推進する「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000年（平成12年）には同法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。2005年（平成17年）には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、2010年（平成22年）には、より実効性のあるアクションプランとして「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、女性の人権施策として2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、さらに、2004年（平成16年）及び2007年（平成19年）に法改正がなされました。

また、2016年（平成28年）4月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が10年間の時限立法として施行されました。

国の「男女共同参画社会基本法」の制定を踏まえて、県では男女共同参画社会の総合的な推進を図るため、2001年（平成13年）に「ひょうご男女共同参画プラン21」、2006年（平成18年）に同プランの後期実施計画が策定されました。

そして、2011年（平成23年）には「新ひょうご男女共同参画プラン21」が策定され、その計画では社会情勢の急速な変化に対応しながら、男女が豊かで安心と生きがいをもてる社会の実現に向けて取り組みが進められています。

その後、2016年（平成28年）3月には女性の活躍などの5つの重点項目と男性の家庭生活・地域活動への参画の推進などの13の推進項目からなる「ひょうご男女いきいきプラン2020」が策定され、取り組みの強化が図られています。

本町では、2012年（平成24年）3月に策定された「第二次猪名川町男女共同参画行動計画」に基づき、男女が共に社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現をめざしてきました。そして2017年（平成29年）3月に策定される第三次猪名川町男女共同参画行動計画では、時代の変化に対応した啓発事業の実施、住民活動の推進に引き続き取り組むこととしています。

しかしながら、子育てや介護の場面では、負担の多くが女性に重くのしかかっています。ま

た、職場や地域においては、女性の活躍の場がまだまだ少ないのが現状です。

これは、「男は仕事、女は家事・育児」といった伝統的な性別役割分担意識や「男が主、女は従」といった価値観が根強く残っているためであります。この価値観を払拭し、男女共同参画という価値観を積極的に啓発していく必要があります。

また、配偶者や恋人からのDVやセクシャル・ハラスメントなどの女性に対する暴力も、女性の人権侵害の重大な問題となっています。

こうした状況を改善し、男女がその能力と個性を十分に発揮でき互いに尊重し、社会のあらゆる分野でともに参画できる環境づくりに取り組む必要があります。

(2) 今後の取り組み

①男女平等を実現するための意識改革

住民及び事業者が男女共同参画について学習する機会を提供するため、講演会やセミナー等のイベントを開催するとともに、広報やホームページ等で情報を発信し、男女間相互の人権尊重の意識啓発を推進します。また、女性の人権をテーマとした研修を実施し、男女平等の視点にたった施策の推進につなげます。

学校教育においては、男女の固定的な役割意識に捉われた考え方やあり方を押しつけることなく、自己選択や自己決定を行い、自分らしく生きることができる力を育むため、男女共生教育の推進に努めます。

②政策・方針決定の場への女性の参画推進

あらゆる場面で女性の意思を反映させた施策の展開ができるよう、審議会等への女性の登用や地域における女性リーダーの養成を推進します。また、性別にかかわらず、個々の能力や適正に応じた人事配置や職務分担に努めます。

③男女が働きやすい環境づくり

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に基づき、男女がともに仕事と生活を両立させ、安心して暮らすことができるような環境、家庭づくりに努めます。

子どもを安心して産み、育てるための託児所や留守家庭児童育成室等保育や子育て支援サービスを充実させるとともに、男女が協力して育児や介護を担っていくことができるよう、育児休業や介護休業制度等の普及、啓発を図ります。

④女性に対する暴力への取り組み

配偶者や恋人からのDVやセクシャル・ハラスメント、性犯罪等女性に対する暴力は人権侵害の最たるものであり、重大な社会問題です。関係機関との連携を図りながら、被害

者の相談及び支援体制の充実を図ります。

3. 子どもの人権

(1) 現状と課題

国では、憲法、児童福祉法等で子どもの人権尊重についての基本理念が示されており、1989年（平成元年）には、子どもの権利について定めた「子どもの権利条約」が国連で採択され、1994年（平成6年）にわが国も批准しました。

2000年（平成12年）には「児童虐待防止法」が策定されるなど個別立法による対策も行われてきました。さらに2003年（平成15年）には、少子化に対応した子育て支援を推進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業所に行動計画の策定が義務付けられました。

障がいのある子どもに対する取り組みとしては、2005年（平成17年）に子どもの発達障害の早期発見などを盛り込んだ「発達障害者支援法」が施行され、2007年（平成19年）からは、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育が進められています。

また、2014年（平成26年）1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの貧困に対する取組が本格化しています。

県では、2005年（平成17年）に「ひょうご子ども未来プラン」、2010年（平成22年）に「新ひょうご子ども未来プラン」を、そして2015年（平成27年）には「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を策定し、市町と連携して、少子化対策・子育て支援の取り組みを積極的に進めています。

本町においては、子ども施策を総合的に推進するために、2005年（平成17年）、「猪名川町次世代育成支援前期行動計画 いなっ子きらきらプラン」を策定し、さらに2010年（平成22年）に、同計画の後期行動計画を策定し、基本理念である「いなっ子・きらきら次代をみんなで育むまち・猪名川」や2015年（平成27年）に策定した「猪名川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てしやすい生活環境の整備、子どもを取り巻く安全の確保や子育て支援制度の充実等、子どもを人権の主体者として、健やかな子どもの成長を第一に考えた施策を展開しています。

2009年（平成21年）3月と2016年（平成28年）3月にまとめられた本町の「町意識調査報告書」の中の子どもの人権問題については、身体的、心理的な虐待、ネグレクト（育児放棄・監護放棄）といった「児童虐待」や「いじめ」が高い割合で関心を持たれています。

しかし、子どもへの体罰に関しては、子どもの人権問題として認識されている割合が低く、課題が浮かび上がっています。

児童虐待の増加に対応して、2006年（平成18年）には、警察、医師会、福祉団体、関係行政機関等で構成される猪名川町要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関との連携を図りながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めてきました。

児童虐待については、住民・関係機関が一体となって問題の解決に取り組んでいく必要があります。

なお、本町に児童養護施設が開設されたことを受け、施設で暮らす子どもの支援と社会的養護への理解を進めなければなりません。

いじめ問題について、本町の学校・園では、家庭・学校・園・地域が連携を密にしながら、いじめの未然防止やいじめの早期発見に努めるとともに、子どもの悩みを受け止める体制づくりを確立し、組織的に動くような取り組みをしています。また、教育支援センターでの教育相談や、スクールカウンセラーなどの相談体制について、利用者が安心して活用できるようプライバシーの保護、支援体制を整えています。

2004年（平成16年）度から本町の小中学校での不登校児童・生徒の発生率が増加傾向となり、2007年（平成19年）度は全国・県平均を大きく上回りました。このような状況をうけ、本町では、適応教室「STEP いながわ」を拠点とした自立支援事業の推進を行うとともに、2008年（平成20年）度に「猪名川町不登校対策協議会」を設置し、総合的・組織的な不登校対策を進めているところです。

2010年（平成22年）3月に出された「人権施策の提言」では、子どもたちの人権意識を高める施策を積極的に行うこと、そのためには、子どもたちに「子どもの権利条約」を伝えることや、子どもの人権尊重に総合的に取り組む機関を設置することが重要であると提言されています。

一人ひとりの子どもの人権が保障されるために、学校・園における人権教育を深化させていくことが必要不可欠です。そして、その子どもたちが、猪名川町で将来にわたり、「人権のまちづくり」を進めていけるように、これからも、家庭、学校、地域等で人権の正しい認識やフィールド・ワークなどの体験的な学びを推進していくとともに、保・幼・小・中での「学びの連続性」を構築していくことがこれからの課題です。

地域での取り組みとして、1993年（平成5年）3中学校区ごとに組織していた「青少年健全育成推進会議」（注3）を2007年（平成19年）に統合し、町全体での取り組みとして活動しており、青少年が中心になって開催する音楽イベントなどの支援や人としての生き方の学習会を

開催するなど、町内の子どもたちの健全な育成に取り組んでいます。

また、青少年指導員による定期パトロールの実施により、青少年の非行防止・早期発見に取り組んでいます。

しかし、近年子どもたちを取り巻く環境は、急速に変化し、わが子に対する虐待のほか児童買春・児童ポルノや薬物の乱用など子どもたちの健全な育成を害する犯罪や、多様化・複雑化・低年齢化する少年非行も多発しています。

(2) 今後の取り組み

①大人のための子どもの人権講座の開催

子どもだけではなく保護、養育する義務を負う大人に対しても、「子どもの権利条約」についての周知・啓発を行い、子どもが権利の主体として尊重されるよう意識を高め、正しく理解できるよう教育・啓発活動に取り組めます。

②子育ての訪問事業、相談と支援体制の充実

子育て中の親が子育てに安心感と充足感が持てるよう、情報提供や訪問事業、相談体制の充実を図ります。また、子育て中の親と子が地域の一員として地域の見守りや支えあいの中で成長していけるように、自治会やまちづくり協議会等の研修会を支援し、住民・地域ぐるみの子育て支援を推進します。

③児童虐待の早期発見・早期対応

児童虐待は、子どもの体だけでなく心に深い傷を残します。これを防止するために、猪名川町要保護児童対策地域協議会を効率的に機能させ、児童虐待の早期発見、早期対応及び未然防止を図ります。また、児童虐待の早期発見には、住民の協力が不可欠であることから、住民や関係機関を対象に児童虐待防止への理解を深める啓発を進めます。

④子どもの人権を守るため、各関係機関との連携の充実

子どもたちの人権課題を早期発見するためには、教職員が子どもの生活や人権意識を幅広く的確に把握しておくことが必要です。また、教職員は、人権尊重の視点に立って子どもたちと向き合い、家庭、地域、関係機関と連携していく中で、課題解決に努めていく必要があります。教育支援センターのカウンセラーの継続配置はもとより、スクールカウンセラーの活用、その他病院・医院をはじめとする専門機関との連携の充実を図ります。

⑤推進体制の充実と教職員の資質向上

各学校・園において、子どもの人権課題の解決に向けて組織的・継続的に取り組むための推進体制を充実させます。また、教職員の人権感覚や人権意識を一層高めるとともに、

人権教育に関する指導力を高めるための研修等を進めることで、教職員の資質向上を図ります。また、学校・園において「子どもの権利条約」の趣旨、内容を発達段階に応じて伝えていくために、生活全般で人権教育に取り組んでいきます。

⑥更なる人権教育の推進

人権教育の推進については、幼児・児童・生徒の発達段階に配慮した「人権指導プログラム」を活用していきます。また、「子どもの権利条約」については、子どもたち一人ひとりの人権が守られるよう学校・園教育の中でも学びを深めていきます。

⑦教育の連続性

校種間の連携を図り、保・幼および小・中の「学びの連続性」を確立していきます。

⑧青少年健全育成活動の推進

音楽イベントなどの開催や地域のパトロール、声かけ運動などの青少年健全育成活動の日々の取り組みを通じ、地域の子どもたちの現実と変革を見つめ、サポートしつつ、地域の住民の方々や保護者に対して、地域の子どもは地域で守り育てる環境づくりを推進します。

⑨子どもたちが自己実現を図れる地域社会の構築

青少年自身がトライやる・ウィーク、地域事業、行事等に参加し、自己実現を図るための力を育成する活動を支援する「人権尊重を基盤とした事業」を展開します。

⑩環境浄化活動の推進

青少年指導員のパトロール活動をまちづくり協議会等と連携し、継続的に実施し、多様化・複雑化・低年齢化する青少年の非行に対し、犯罪被害の防止のため早期発見に努めます。

4. 高齢者の人権

(1) 現状と課題

1991年（平成3年）の国連総会では、高齢者のための国連原則が決議され、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の5原則に則して具体的な目標が提起されました。さらに1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とし、各国において、これら行動計画や国連原則の具体化が図られました。

わが国では人口の高齢化が急速に進行しており、内閣府の高齢社会白書によると、2010年（平成22年）10月1日現在、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）は23.1%となっており、2013年（平成25年）には25.2%で4人に1人となり、2035年（平成47年）に

は33.7%で3人に1人になると予想されています。

国においては、1995年（平成7年）に「高齢社会対策基本法」が施行され、翌年、同法に基づく高齢社会対策大綱が取りまとめられ、2001年（平成13年）に新しい大綱が閣議決定されました。また、2000年（平成12年）には、介護の必要な人々を社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度がスタートしました。介護の社会化が進む中で、高齢者への虐待が社会問題としてクローズアップされるようになり、2006年（平成18年）に「高齢者虐待防止法」が施行されました。

また、2016年（平成28年）2月に厚生労働省から発表された高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果では、2014年（平成26年）の数値は前年度に比べて悪化しています。

県では、2007年（平成19年）の「ひょうご長寿社会プラン」〔平成24年度以降は、兵庫県老人福祉計画に移行〕により、権利擁護を含む高齢者施策を推進してきました。

本町における高齢化率は2016年（平成28年）3月末現在25.3%で、国、県と同様今後も総人口に対する割合は増加が見込まれています。

本町の対応は1993年（平成5年）に「猪名川町老人保健福祉計画」を策定し、2000年（平成12年）には、「猪名川町老人保健福祉計画」の後継計画として「猪名川町高齢者保健福祉計画」を策定し、2003年（平成15年）には、「猪名川町高齢者保健福祉計画」の改訂を兼ね、介護保険事業計画と一体的なものとする「猪名川町高齢者保健福祉計画・第2期猪名川町介護保険事業計画」を策定しました。同計画では「敬老意識の醸成」を基本理念の一つに掲げました。

2009年（平成21年）からの3年間を計画期間とする「猪名川町高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」では、第8章で「高齢者の尊厳の尊重の推進」を重点事項として位置付けて、虐待の早期発見など、認知症や加齢による判断能力の低下にあわせて、一人ひとりの尊厳の保持をめざしています。そして、2015年（平成27年）からは、「猪名川町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」になり、計画の基本方針の中で「地域における支援体制づくり」が新たに設けられました。

また、学校支援地域本部事業、シルバー人材センターや老人クラブへの活動助成など、高齢者の生きがいをづくりや社会参加、就労について積極的に支援しています。

図書館では、高齢者や弱視の方々への支援として大活字本の購入や録音図書（カセット、CD）の収集を行っています。

高齢者の虐待については、地域包括支援センターを中核として、早期発見、早期対応を図るとともに高齢な擁護者の支援を行い、その負担の軽減に努めています。こうした中、高齢者に

対する人権侵害として、介護の放棄や身体的・精神的虐待、年金・リフォーム詐欺等の金銭的虐待、振り込め詐欺などが重要な課題となっています。

本町の「町意識調査報告書」によると、高齢者の人権について、「介護を支援する制度の不備」、「情報を高齢者にわかりやすく伝える配慮不足」「就労の場や機会が少ない」が関心の高い割合となっています。性別で見ると、介護などに関する項目については女性の方が回答割合は高く、年齢別では、20歳代から50歳代で「介護を支援する制度の不備」の割合が最も高く、将来の経済的不安を反映していることがうかがえ、より一層、人権の視点に立った、総合的な高齢者施策の推進が求められます。

なお、この傾向は2016年（平成28年）の人権意識調査でもほぼ同内容の結果となっています。

高齢者の人権尊重のまちづくりの課題として、高齢者が長年住みなれた地域で、できるだけ自立した生活を送ることができるように、本人の意思や希望を尊重し、さまざまな人と支え合いの関係を築いていくことが必要であるため、住民一人ひとりが地域づくりに参画する力を伸ばすことによって、地域の福祉力を高める取り組みが必要と考えられます。

（2）今後の取り組み

①人権教育セミナーの開催

高齢者の人権について、住民の認識と理解を深めるとともに、とりわけ認知症高齢者をはじめとする判断力の低下している高齢者の権利擁護について、住民が自らの問題としてとらえ、支え合いながら地域における生活の継続に取り組んでいく共生社会の理念の浸透を図ります。

②成年後見制度の周知・啓発

関係機関の連携により悪徳商法や詐欺による被害の防止など、高齢者の権利擁護にかかわる相談・支援を推進するとともに、成年後見制度についての周知・啓発を行い、同制度の利用の推進を図ります。高齢者虐待については、「高齢者虐待防止法」及び今後策定予定の町の高齢者虐待防止マニュアルに沿って、その早期発見に努め、適切かつ迅速な対応を行います。また、地域包括支援センターを中核とし高齢者虐待防止の体制強化を図ります。

③老人クラブ・シルバー人材センターへの加入の推進

ボランティア活動団体やまちづくり協議会、自治会、老人クラブなど、さまざまな地域活動への高齢者の参加を促進するため、呼びかけや情報提供に努めるとともに、地域にお

ける人材の発掘、活用を支援します。また、働く意欲や能力を持った高齢者については、シルバー人材センターへの登録促進など、高齢者の就労の多様な機会の提供を支援します。

④福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりは、高齢者はもちろん、すべての人が住みやすいまちづくりに視点を
おいたユニバーサルデザインによるまちづくりとして取り組む必要があります。また、ハード
面のみならず、地域社会において世代を超えた交流が、いつでも気軽にできるような場づ
くりを進める必要があります。道路や建物、公共交通機関、公園整備などのユニバーサル
デザイン化を推進するとともに、その理念の普及・啓発に努めます。

⑤相談体制の周知・啓発

高齢者の権利擁護をはじめ、介護、福祉サービス、健康維持など、暮らしに関する相談
窓口としての地域包括支援センターの周知に努めるとともに、成年後見制度の手続きなど、
権利擁護の手続きがスムーズに行われるよう相談体制の充実を図ります。

⑥図書館の利用促進

高齢のため文字が読みにくい人でも、気軽に読書を楽しめる大活字本の収集と貸し出し
を行い、環境整備に努めます。

5. 障がい者の人権

(1) 現状と課題

国連で、1982年（昭和57年）に「障害者に関する世界行動計画」が採択され、1983年（昭
和58年）から1992年（平成4年）までを「障害者の10年」と定め、障がい者の人権施策の
推進を提唱し、さらに、2006年（平成18年）には障がい者の差別を禁じた、「障害者の権利に
関する条約」が採択され、2008年（平成20年）に発効しました。

国においては、1982年（昭和57年）に「障害者対策に関する長期計画」を策定し、1993年
（平成5年）にこれを改定した「新長期計画」を策定しました。その後、2003年（平成15年）
度から2012年（平成24年）度までを計画期間とする「新障害者基本計画」に基づき、誰もが
相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生生活の実現をめざした取り組みが行われています。

2004年（平成16年）に改正された「障害者基本法」においては、基本理念に障がいを理由
とする差別の禁止を明示し、都道府県・市町村における障害者計画の策定が義務付けられまし
た。また、2006年（平成18年）10月に全面施行された「障害者自立支援法」では、障がい者
の地域生活や就労を進め、自立した地域生活の実現を掲げましたが、現在、改正にむけて検討
されています。

県においては、2010年（平成22年）度から「ひょうご障害者福祉プラン」に基づき、障がいの有無や年齢・性別などにかかわらず、誰もが安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会の実現に向けて、さまざまな施策が推進されています。

本町においては、1997年（平成9年）に策定した「猪名川町障害者計画」を見直し、2007年（平成19年）に「第2次猪名川町障害者計画」を策定しました。さらに、同計画の実施計画として、2009年（平成21年）度から3年間を計画期間とした「第2期猪名川町障害福祉計画」を策定し、①障がいの違いにかかわらず気軽に利用できる相談拠点の設置、②社会参加と自立を支援する就労支援等のサービス提供、③交流・仲間づくりのできる身近な場づくり、④移動・外出にかかる支援の充実、⑤在宅生活を支援する体制の充実を重点に施策を進めています。

障がい者が地域の中で暮らしていく上では、いまだに物理的、心理的にさまざまな障壁が存在し、その自立と社会参加が阻まれている状況があります。

現在は、「第4期猪名川町障がい福祉計画」が2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）を計画期間として目標達成に向けた取り組みが展開されています。

本町の2008年（平成20年）と2016年（平成28年）の「町意識調査報告書」では、障がい者の人権問題について、「就業の場や機会が少ない」という雇用の面や「暮らしやすいまちづくり、住宅づくりが進んでいない」というバリアフリー整備に関する面での問題の関心割合が高く、また、「学校や職場での不利な扱い」という地域社会における理解に関する面についても関心の割合が高くなっています。

また、2006年（平成18年）に、本町が障がい者を対象に実施したアンケートでは、今後の要望として、「社会が、障がい児に理解と関心を持ってほしい」が56.7%となっており、「町意識調査報告書」と同様に地域社会における理解に関する面について関心の割合が高くなっています。

障がい者の人権問題の解決のためには、障がいの有無にかかわらず地域住民が互いに人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることが必要です。

「猪名川の教育ナビゲーション」の中には、推進項目の一つとして「一人一人の教育的ニーズを把握した特別支援教育の充実」をあげており、学校・園においては、それをもとに取り組んでいます。

障がいのある幼児・児童・生徒の就学については、一人ひとりの状況や課題を的確に把握するため、猪名川町教育支援委員会や各校（園）内に教育支援委員会を設置しています。医療・福祉等関係機関との密接な連携を図りながら、障がいの状態の変化に応じた教育支援を継続的

に行っているところです。円滑な移行支援が行われるには、保・幼・小・中の連携が重要であり、就学前だけでなく入園・入学後のフォローアップを継続的に行っていく必要があるため、さらなる連携の強化が課題です。

各学校・園においては、発達障害等配慮を要する幼児・児童・生徒が通常学級の中で適切な教育を受けられるよう、支援のあり方や授業のユニバーサルデザイン化など教職員研修に努めています。

そして、交流学級の児童・生徒との計画的な交流及び共同学習や人権教育の推進を通して、「共に生き、共に育ちあう」という視点を大切にして、一人ひとりの個性を認め合い「差別をしない」「差別を許さない」人間の育成をめざしています。

また、図書館では、障がいがある人のためのサービスとして、郵送貸出や対面朗読サービスを行っています。

(2) 今後の取り組み

①社会参加の促進

障がい者の自立と社会参加を促進し、ノーマライゼーションの理念を社会に定着させるため、住民の力を生かした啓発活動を推進します。障害者福祉センターや関係団体などによる各種啓発やスポーツ、文化等の交流活動を通じて、障がい者の社会参加を促すとともに、障がい者に対する住民一人ひとりの理解と認識を広め、偏見や差別意識の解消を図ります。また、ボランティア活動を一層活発にするため、情報の提供や人材の育成などの支援に努めます。

②成年後見制度の周知・啓発

障がい者が地域で安心して生活ができるよう、障がい者が利用しやすい相談支援体制の充実を図るほか、判断能力が十分でない人の権利擁護のため、成年後見制度などの利用支援を推進します。

③人権教育セミナーの開催

雇用差別や財産侵害、虐待等の人権侵害に対しては、関係機関の連携のもと、適切な解決を図るとともに、障がい者の人権の重要性について、正しい認識と理解を深めるための啓発活動を行います。

④障がい者の就労支援

障がい者が社会の一員として、自立した生活を送ることができるよう、障がい者の雇用・就労問題に対する住民の理解を促進するため、相談支援事業者・社会福祉団体・障が

い者団体・行政機関等で構成される障害者自立支援協議会などによる啓発活動や障害者就労支援センターを中心とした障がい者の雇用・就労支援を推進します。

⑤福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりは、障がい者はもちろん、すべての人が住みやすいまちづくりに視点を置いたユニバーサルデザインによるまちづくりとして取り組む必要があります。道路や建物、公共交通機関、公園整備などのユニバーサルデザイン化を推進するとともに、その理念の普及・啓発に努めます。

⑥相談体制の周知・啓発

障害者相談支援センターを中心に、障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護等のために必要な支援を行います。また、障害者自立支援協議会を中心とした相談支援窓口のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化を図ります。

⑦細やかな就学支援

障がいのある幼児・児童・生徒については、個々の教育的ニーズをふまえた教育相談等を行い就学支援の充実を図ります。また、細やかな就学支援を推進する中で、学校見学や体験入学等の機会を積極的に設け、保護者への情報提供をするなど、さらなる保護者との連携を進め、就学後のフォローアップにも努めています。

⑧個別指導の継続

学校・園では、個別の教育支援計画を保護者とともに作成し、関係機関との連携・協力を密にするとともに、接続する学校・園との連携を図り、継続した指導・支援が行えるようにしていきます。

⑨学校・園における障がい児（者）教育

人権教育においては、カリキュラムを整理し、系統的に成長段階に合った教材の選択がなされているか検討します。また、ゲストティーチャーの話を聞いたり、福祉施設の利用者との共同作業を通して生き方から学んだりする体験的活動も取り入れるなどして、社会の中で障がいのある人とともに生きていこうとする人間の育成をめざします。

⑩図書館の利用促進

現状のサービスの充実を図るとともに、さらに障がいのある人が気軽に利用できる図書館を目指し、ボランティアの方々と連携しながら資料の充実、環境の整備に努めます。

⑪地域活動参加の支援

地域社会の行事に、地域社会の構成員として参画し、存在感が達成できるように、まち

づくり協議会や自治会と連携しながら支援します。

6. 外国人住民の人権

(1) 現状と課題

日本の外国人登録者数は、経済や社会の国際化が進むにつれ、外国人住民の数も増え、2015年（平成27年）末現在で223万人を超え過去最高となり、総人口の1.75%を占めるようになりました。

国においては、「国際人権規約」や「難民の地位に関する条約」の批准に伴い、国民年金・児童手当法等の国籍条項が廃止されました。また、2006年（平成18年）、日本国内に居住する外国人住民の支援施策として、多文化共生推進プログラムに取りまとめた提言をしました。

県では、1994年（平成6年）に「地域国際化推進基本指針」を策定し、外国人の人権を尊重する諸施策を実施するとともに、2000年（平成12年）「外国人児童生徒にかかわる教育指針」を策定し、外国人児童・生徒の人権を尊重する教育を推進しています。

本町における外国人登録者総数は2016年（平成28年）3月末時点で18カ国158人（人口比率0.5%）となり、中でも韓国・ベトナム・中国の出身者が占める割合は大きく、全体の82%になっています。

このような急速な外国人の増加で、外国人にかかわる人権課題がさらに身近な問題となってきました。外国人差別の背景には、人種や民族性、言葉、宗教、習慣等への理解不足による偏見や差別意識が根底にあり、日本として、さらなる国際化を進めるには、国民一人ひとりがこのような偏見や差別意識をなくす意識改革を行っていくことが求められています。

本町においても、より一層の国際理解を深めるため、歴史的背景の中で鉱山という共通点を持つオーストラリア・バララット市と1989年（平成元年）に姉妹都市提携を結び、今年で28年目となります。この間、中学生派遣団や高校生の派遣、バララット市からの高校生受入れをはじめ多くの住民の交流が行われ、外国の習慣や文化を学ぶ機会となるなど、国際理解の推進を図ってきました。しかし、外国人住民の増加に比例し、外国人の人権が重視されはじめ、2008年（平成20年）と2016年（平成28年）に行った「町人権意識調査」での「日本に住んでいる外国人の人権問題」に関する項目では、「転居等による転入時の不安」、「言葉や習慣等の違いによる職場での不安」が大きく挙げられています。

そこで、調査結果を踏まえ、転入時の不安の解消を図るため、外国語による生活ガイド、転入手続きの案内、外国人生活支援相談の申込案内、災害時の避難場所の案内、ゴミの分別、健康づくり年間予定表、暮らしの安全・安心ミニ情報などの記載したものを配布しています。

また、職場での不安に関しては、それぞれの習慣や文化の国際理解を深め円滑なコミュニケーションを図る場を提供するとともに、本町においては、外国人生活支援コーディネーターを配置し、外国人の生活支援に対応する体制を整え、職場や日常生活の不安の解消を図っています。

県では、2000年（平成12年）8月、外国人児童・生徒の自己実現を図ることを支援するとともに、すべての児童・生徒が互いを尊重し合い、多様な文化的背景をもつ外国人児童・生徒と豊かに共生する真の国際化に向け、外国人児童・生徒の人権にかかわる課題の解決に取り組むため、「外国人児童生徒にかかわる教育指針」が策定され、本町においても「外国人児童生徒が誇りを持って過ごせる環境づくり」「学習機会の提供と自尊感情の形成」「学習指導及び進路指導の充実」を目標として支援していくために活用しています。

また、2002年（平成14年）度から子ども多文化共生サポーター派遣事業が始まり、必要に応じて多文化共生サポーターを県に要請し、日本語の指導をはじめ適切な支援を行っています。しかし、児童・生徒によっては多文化共生サポーター制度の活用だけでは不十分な場合は、本町としての支援体制を整えていく必要があります。

学校・園では、共生の心を育成することをめざし、全ての児童・生徒に多様な文化をもった人々とともに生きていくための資質や技能を身につけるため、人権教育の中に国際理解教育・多文化共生教育を位置づけ実践を進めています。また、外国人に対する偏見や差別の不当性についての認識を深めさせるために、各教科のみならず全ての教育活動の中で取り組みを進めています。

（2）今後の取り組み

①外国人住民へのコミュニケーション推進

国籍や民族、文化の違いを理解し合い、お互いが多文化共生のまちづくりを推進するため、新たな交流機会の拡大、住民主体の活動やグループによる国際交流活動を支援し、ともに多文化共生のまちづくりを進めるため、外国人住民との交流の機会をふやすとともに、町への相談などを通して、外国人住民からの意見を反映しつつ各種行政施策に取り組みます。

②公的機関における案内の外国語表記

町役場をはじめ、公的機関の表示や案内等を可能な限り複数の外国語表記にし、対応に努めます。

③地域社会・社会活動支援

外国人住民に向け、転入時の案内やくらしのインフォメーションをはじめ、生活ガイドなど地域で生活するために必要な情報や公共施設・制度をより理解して活用していただけるよう、外国語での情報提供をするとともに、日常生活での悩みや職場等での言語によるトラブルの解消に向けて、生活支援に関する相談員や通訳者の充実を図り、より一層の外国人住民に向けた生活支援に取り組みます。

④多文化共生教育の深化

学校・園においては、保育・各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等の学校教育活動全体を通じて、広い視野をもち、異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていく態度を育成するための教育の充実を図ります。また、人権教育におけるカリキュラムを整理し、ゲストティーチャーによる体験的教育活動も積極的に取り入れていきます。

7. HIV感染症・ハンセン病等罹患者の人権

(1) 現状と課題

HIV感染症は、感染経路が限られ、感染力も弱く、正しい知識に基づいた生活を送る限り、感染を恐れる必要はありません。しかし、日常生活、職場、医療現場などのさまざまな場面で、誤った風評で、患者や感染者が差別を受ける事態が発生しています。医学の進歩で発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることなどが可能になってきています。また、社会全体が感染に関する正しい知識の理解を深め、HIV感染症・ハンセン病等罹患者の人権を奪うことがないようにすることが求められています。

ハンセン病については、遺伝によるものではなく、感染しただけでは発病する可能性はきわめて低く、発病した場合でも、かなり以前から治療法が確立しています。

しかし、日本は、長年患者を施設に収容し、外国で特効薬が開発され完治するようになった後も、隔離政策を続けてきました。

1996年（平成8年）、らい予防法が廃止され、強制収容は終結しましたが、今日でも患者や元患者の中には、高齢化により施設に残らざるを得ない人や、遺骨の受け入れを拒否されて死後も故郷に帰れない人もあり、偏見による差別は患者や元患者の人権を著しく傷つけています。

1998年（平成10年）に制定された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群の感染者に対するいわれなき差別や偏見が存在した」と述べ、はじめて、患者の人権の尊重が盛り込まれました。

さらに、HIV感染症、B型肝炎、ノロウイルス、新型インフルエンザや原発事故による放射能汚染など、誤った知識や風評、偏見により、患者や家族などを社会から排除する可能性も

あることも否定できないものとなっています。

なお、2001年（平成13年）5月には小泉総理大臣が、翌2002年（平成14年）3月には坂口厚生労働大臣がハンセン病患者に対する謝罪をしています。H I V感染症などに対する偏見や差別をなくすためには、一人ひとりが正しい知識をもち、その家族などが置かれている立場を理解することがまず必要と考えられます。

（2）今後の取り組み

①正しい知識の普及・偏見の不当性の啓発活動の実施

啓発資料の配布、講演会の開催等、保健センターや医師会とも連携しながら家庭や地域、学校での正しい知識を普及する啓発活動を行い、H I V感染症・ハンセン病罹患者等への理解を深め、感染者や患者に対する偏見や差別意識解消に努めます。また、今回発生した、福島原発事故に伴う風評による偏見や差別についても、早期発見と正しい知識の啓発に努めます。

8. 高度情報化社会の発展に伴う人権

（1）現状と課題

情報処理・通信技術の急速な発展などによる高度情報化社会の発展により、情報が大量に、そして広範囲にわたって収集・蓄積され、かつ商品として利用されています。

この蓄積された情報には大量の個人情報が含まれています。このような高度情報化社会は、私たちの生活を便利にかつ豊かにしました。

一方、個人情報が本人の知らないところで収集、提供され、商品として利用されるなど、個人情報の漏洩などにより個人のプライバシーなどの権利や利益が大きく侵害されることが頻発しています。

そのため、個人情報の保護の必要性が高まる中、プライバシーの権利については、他人にみだりに知られたくないという権利だけでなく、国、地方公共団体、企業のもつ個人情報の開示を求めたり、情報の訂正や修正を求めたりするなど個人情報を自己管理下に置こうとする能動的なものに広がってきています。

国は、2003年（平成15年）「個人情報に関する法律」を制定、個人情報についての利用目的の特定、適正な取得、第三者提供の制限などの義務が課せられました。また、県は、1996年（平成8年）に「個人情報の保護に関する条例」を制定しています。

本町では、1998年（平成10年）、高度情報化社会の進展に伴い、町が保有する情報の公開を

請求する権利を保障する「情報公開条例」を制定し、1999年（平成11年）、町が保有する個人情報情報の適正な取り扱いに関するルールを規定する「個人情報保護条例」を制定して、個人情報の漏洩を防ぐとともに、取り扱いの適正化に取り組んできました。教育委員会は、教職員の情報モラル意識を高めるとともに、児童生徒に対する情報モラル教育を徹底しています。また、小中学校には、情報活用能力を育成するため、学校ICT機器を導入しています。

一方、高度情報化におけるインターネットの普及と発展は、同時に大量の情報を収集・蓄積、発信できる反面、発信者が特定されにくいことからネット上の掲示板やホームページに個人を誹謗中傷する表現や差別を助長する内容が掲載され、情報の取り扱いの不備から個人情報が流出し、プライバシーの侵害だけでなく、社会的、経済的なダメージを受ける人権問題が頻発しています。

そこで、2002年（平成14年）、「プロバイダー責任制限法」が施行され、特定個人の権利が阻害されたことが明白な場合、プロバイダーに対して発信情報の公開を請求できるようになりました。また、2010年（平成22年）、最高裁判所は、インターネット上の表現であっても、他の表現方法と同じく名誉毀損罪が成立するとの判断を示しました。

しかしながら、インターネット上の書き込みは、不特定多数の利用者であること、海外のプロバイダーの関与、発信者の匿名性、また、瞬時に大量の情報が流失するため、訂正、回収が困難な状況であります。

このような特性から、問題解決の根本的な対処、解決法は見出せていない状況であります。今後、地図検索など技術の発展に伴う新しい情報サービスの提供が開始され、予測できない新しい人権問題が発生する恐れがあります。

憲法に規定する表現の自由は、最大限の尊重を必要としますが、他人の人権を侵害することは許されません。「自由」はあくまでも「公共の福祉に反しない限り」の範囲で最大限に尊重されることの大切さを考え、情報の収集・発信における責任や正しい情報モラルを身につけることなど、情報化社会にふさわしい正しい人権感覚を持つことが問われています。

（2）今後の取り組み

①プライバシーに関する正しい理解を深める教育・啓発

プライバシーに関する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進するとともに、住民が情報を主体的に収集、選択、発信できる能力（メディア・リテラシー）を養うための支援を行います。

②学校等における情報モラルの育成

スマートフォンやSNS等の利用によるトラブルやひぼう中傷、ネットいじめ、個人情報漏えいなどを防止するため、教職員が研修するなど、児童生徒をインターネット上のトラブルから守る取り組みを推進します。また、フィルタリングソフトの購入について、保護者への啓発に努めます。

③インターネット上の人権侵害事象への適切な対応

法務局や警察等関連機関との連携を深めながら、インターネット上の人権侵害事象については、削除の要請等適切な対応に努めます。

④スマートフォン、インターネットに関する研修会等の実施

住民に対して、スマートフォン、インターネットに関する研修会等を実施し、携帯電話、インターネットの正しい利用方法を啓発します。

9. さまざまな人権問題

(1) 現状と課題

その他の人権問題として、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、ホームレス、生活困窮者や比較的新しくクローズアップされてきた性的少数者（性同一性障害者、同性愛者など）、人身取引に関する問題、北朝鮮拉致被害者、そして東日本大震災に起因する人権問題などがあります。そして2016年（平成28年）12月には、国家公務員の人事や処遇などを取扱う人事院の規則において、LGBT差別がセクシャルハラスメントとみなされることになりました。

また、近年、景気の低迷や非正規などの雇用情勢の悪化に伴う社会経済情勢の変化を背景に、引きこもりや失業等生活困難を抱える若者が増えてきています。

一方、1998年（平成10年）から2011年（平成23年）まで年間3万人を超えていた自殺者は、2015年（平成27年）には2万4千人まで減少したものの、自殺予防対策は重要な課題です。今後、新たな人権侵害や差別問題に対して臨機応変に対応する必要があります。

さまざまな人権問題が、個別に解決される必要のあることは言うまでもありません。

しかし、人権推進施策を講じる上で、何よりも重要な視点は、猪名川町のすべての住民が、差別することも差別されることもなく、安心快適に、日々の生活を営むことができるようなまちづくりをめざすことです。そのためには、今後、より一層、行政と関係団体と住民との連携と協力により、人権意識の醸成と人権尊重のまちづくりに努めることが期待されます。

(2) 今後の取り組み

①人権侵害に対する防止と救済、啓発

時代とともに新しい形の人権侵害などの問題が発生した場合は、これらに対して防止と救済、啓発に関係機関と連携しながら対応します。

人権に関するすべての課題について、偏見・差別を除去し、基本的人権が確立された社会を実現するために、一人ひとりが個人として尊重されるまちづくりをめざして、住民一人ひとりが人権の主体としてかかわりながら、積極的に課題解決を図ることができるような施策を推進します。